

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を求める意見書

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては、年間1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたり多大な貢献を果たしている。本市における地方たばこ税収入は、年間約3億円に上り、安定的な税収の確保とともに、地域社会の分煙環境づくりや環境美化、未成年者の喫煙防止運動などの社会貢献についても十分な役割を果たしている。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年4月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など喫煙規制強化の動きの拡大やたばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けている。また、飲食業・宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であることから、分煙環境を整備・推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるものである。

このため、地方たばこ税を公共施設における分煙施設の整備や、飲食店・宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取り組みに有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地方たばこ税の一部を分煙環境整備として活用できる制度の整備に取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

大 洲 市 議 会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
農林水産大臣、内閣官房長官

大洲市議会会議規則の一部を 改正しました

【改正理由】

女性をはじめ多様な人材の参画を推進するため、会議の欠席事由に育児、看護、介護等を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備しました。

そのほか、行政手続きにおいて原則押印を廃止する政府の政策動向を踏まえた請願に係る署名押印や、タブレット端末の導入により関連する規定を見直ししました。

【主な改正内容】

(欠席等の届出)

第2条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、**出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前**の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。